

炭素貯蔵建築物認定制度実施要綱

制定 令和5年4月28日 しずおか優良木材供給センター

改正 令和7年3月31日 しずおか優良木材供給センター

令和8年3月 日 しずおか優良木材供給センター

(目的)

第1 この要綱は、しずおか優良木材供給センターが、県内の建築物に使用された静岡県産木材の量に相当する二酸化炭素の貯蔵量を認定する制度（以下「炭素貯蔵建築物認定制度」という。）を定め運用することで、建築物の環境貢献度を可視化し、ひいてはしずおか優良木材等の県産木材の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「静岡県産木材」（以下「県産材」という。）とは、静岡県産材証明制度によって産地を証明できる加工丸太、製材品（県産材使用比率が10%以上のものに限る。）をいう。

2 この要綱において、「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。

3 この要綱において、「森林認証材」とは、県産材のうち、森林認証を受けた森林から生産され、製材・加工された製品をいう。

4 この要綱において、「施主」とは、自らが居住する目的以外のために、県産材を使って、静岡県内において建築物を新築若しくは増改築又は木質化する事業主体をいう。

5 この要綱において、「構造材」とは、建物本体を支持する部材（土台、柱、はり、桁及び板等）をいう。

6 この要綱において、「内外装材」とは、建物本体の内装又は外装を構成する部材（内壁、外壁、床、天井及び屋根等。下地及び化粧を含む。）をいう。

7 この要綱において、「外構材」とは、建物本体の外回りを構成する部材（植栽を除く。）をいう。

8 この要綱において、「炭素貯蔵建築物認定証」（以下「炭素貯蔵認定証」という。）とは「炭素貯蔵建築物認定制度」において、建築物の二酸化炭素の貯蔵量を認定するため、しずおか優良木材供給センターと県が連名で発行する証書をいう。

(認定の条件)

第3 しずおか優良木材等の県産材使用量が、新築又は増改築にあつては10m³以上、木質化にあつては、20m²以上であること。

2 当該年度の3月8日までに県産材使用部分の施工が完了すること。

3 県産材の使用量については、構造材、内外装材、外構材、その他しずおか優良木材供給センターが特に認めるものを対象とする。

(認定の申請)

第4 施主は、炭素貯蔵認定証の交付を受けようとするときは、炭素貯蔵建築物認定申請書(様式第1号)を当該年度の2月22日(休日等に当たる場合は、その前日)までにしずおか優良木材供給センターに提出しなければならない。

2 別表1の事業に係る建築物のうち、当該事業の実績報告書等において県産材使用量が明記されている建築物については、前項の申請書の提出を省略することができる。

(二酸化炭素貯蔵量の算定)

第5 しずおか優良木材供給センターは、第4の申請のあった建築物について、県産材の使用量を確認し、その使用量に相当する二酸化炭素の貯蔵量を算定するものとする。

2 前項の二酸化炭素の貯蔵量の算定は、別表2の算定式によるものとする。

(「都市等における第2の森林づくり」換算値の算定)

第6 しずおか優良木材供給センターは、第5の二酸化炭素貯蔵量を算定したときは、算定値をより具体的にイメージできる指標として、「都市等における第2の森林づくり」換算値を算定するものとする。

2 前項の「都市等における第2の森林づくり」換算値の算定は、別表3の算定式によるものとする。

(炭素貯蔵認定証の内容)

第7 別表4のとおりとする。

(炭素貯蔵認定証の交付)

第8 しずおか優良木材供給センターは、第5及び第6の規定により二酸化炭素の貯蔵量及び「都市における第2の森林づくり」換算値を算定したときは、その内容について、炭素貯蔵建築物認定協議書(様式第3号)により県に協議する。

2 しずおか優良木材供給センターは前項の協議による県の同意を得て、炭素貯蔵認定証を施主に交付するものとする。

(公表)

第9 しずおか優良木材供給センター及び県は、第7の炭素貯蔵認定証の概要及び認定内容について公表することができる。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、しずおか優良木材供給センターが別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

しずおか木使い施設推進事業
しずおか木使い建築施設表彰
その他県と協議し、特に県産材の需要拡大に資すると認められた事業

別表2（第5関係）

<p>二酸化炭素貯蔵量の算定式</p> <p>二酸化炭素貯蔵量 (t-CO₂) = W × D × Cf × 44/12</p> <p>ただし、</p> <p>W：建築物に利用した県産材量 (m³) (県産材以外との混合品については県産材比率により算定)</p> <p>D：木材の密度 (t/m³)</p> <p>Cf：木材の炭素含有量</p> <p>44/12：炭素から二酸化炭素への換算係数</p> <p>(注)</p> <p>1 県産材の樹種ごとの密度及び炭素含有率は、日本国が気候変動に関する国際連合枠組条約事務局へ提出する「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に記載された数値とする。</p> <p>2 当該内容は必要に応じて県と協議し、変更することができる。</p>

別表3（第6関係）

<p>「都市等における第2の森林づくり」換算値の算定式</p> <p>「都市等における第2の森林づくり」換算値(本) = 算出された二酸化炭素貯蔵量 ÷ N</p> <p>ただし、</p> <p>N：スギ1本あたりの炭素貯蔵量(t-CO₂/本)</p> <p>(注)</p> <p>1 当該内容は必要に応じて県と協議し、変更することができる。</p>

別表4（第7関係）

県産材使用量
二酸化炭素貯蔵量
森林認証材使用量（森林認証材を使用した場合に限り。）